

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、佐賀東部水道企業団用水供給事業の「第1工区送水管更新工事詳細設計及び地質調査業務委託」に適用する。

2. 業務目的

本業務は、三養基郡みやき町大字寄人地内(国道 264 号線)において、送水管の更新について必要な設計図書を作成するための詳細設計及び地質調査業務委託である。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。

4. 配置技術者

1) 管理技術者

管理技術者は、技術士(上下水道部門－上水道及び工業用水道)または技術士(総合技術監理部門－上水道及び工業用水道)の資格を有する者とし、業務全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

2) 照査技術者

照査技術者は、技術士(上下水道部門－上水道及び工業用水道)またはRCCM(上水道及び工業用水道部門)の資格を有する者とし、照査計画に基づき業務の区切りごとに照査を行わなければならない。

3) 担当技術者

担当技術者は、管理技術者のもとで業務を担当する者であり、設計図書等に基づき適正に業務を実施する。また、担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

5. 審査

受託者は、業務完了の際には当企業団の審査を受け、不適切、不十分な箇所を指摘された場合は、直ちに適切な措置を講じ修正に応じなければならない。

審査の後に本仕様書に示す成果品一式を納入し、当企業団検査員による検査の合格をもって成果品の引渡しとする。

第2章 業務一般

1. 業務概要

1) 配水管詳細設計

(1) 委託業務内容

① 送水管布設替詳細設計

φ 300 L=1,170m(開削)

② 送水管新設詳細設計

φ 300 L=270m(開削)

③ 小口径推進工事詳細設計

3ヶ所(ΣL=110m)

現地調査、設計計画、各種計算、図面作成、数量計算書作成

(2) 報告書のまとめ

内容

- ・各種設計図
- ・数量計算書
- ・工法比較検討書
- ・その他監督員が指示する資料

2) 地質調査

(1) 委託業務内容

① 機械ボーリング(オールコアボーリング)

66mm 深度 10m×3ヶ所

② 標準貫入試験

1.0m/箇所 計 30 回

③ 現場透水試験(ケーシング法)

GL-10m 以内(3 回)

④ 土質試験(物理試験)

密度、粒度、含水比、液性限界、塑性限界(各 3 回)

④ 土質試験(力学試験)

三軸圧縮試験 UU 試験(3 回)

(2) 報告書のまとめ

内容

- ・調査及び試験結果の整理
- ・断面図等の作成

2. 打合せ

打合せは下記を標準とし、中間打合せは業務の進捗状況や監督職員の要請に応じて適宜行う。

- ① 業務着手時
- ② 中間打合せ(2回)
- ③ 成果品納入時

なお、業務着手時、成果品納入時及び主要な打合せには、管理技術者が必ず出席するものとする。

3. 成果品

成果品については、以下のとおりとする。

- ・報告書(A4版)3部(ドッチファイル)
- ・上記成果品に加え、電子データを納入する。
- ・電子データは電子媒体で1部提出するものとし、電子媒体は原則としてISO9660フォーマット(レベル1)のCD-Rを使用し、ウイルス対策を実施する。

4. 参考図書等

本業務は、以下の図書に準拠して行うものとする。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 水道施設設計指針 | (日本水道協会) |
| (2) 水道維持管理指針 | (日本水道協会) |
| (3) 水道施設耐震工法指針・解説 | (日本水道協会) |
| (4) 水道事業実務必携 | (全日本簡易水道協議会) |
| (5) ダクタイル鋳鉄管管路の設計 | (日本ダクタイル鋳鉄管協会) |
| (6) 下水道推進工法の指針と解説 | (日本下水道協会) |
| (7) 土地改良事業計画基準 | (農林水産省) |
| (8) 土木工事標準積算基準 | (国土交通省) |
| (9) 水利公式集 | (土木学会) |
| (10) コンクリート標準示方書 | (土木学会) |
| (11) トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説 | (土木学会) |
| (12) トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説 | (土木学会) |
| (13) トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説 | (土木学会) |
| (14) 道路構造令の解説と運用 | (国土交通省) |
| (15) 道路土工仮設構造物工指針 | (日本道路協会) |
| (16) 道路橋示方書・同解説 | (日本道路協会) |
| (17) 建設省河川砂防技術基準(案)・同解説 | (日本河川協会) |

その他、関連法令に従うものとする。